

指定地域密着型サービス事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領

1 目的

この要領は、介護保険法の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所等（以下「事業所」という。）において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故、法人役・職員による不法行為、虐待等（以下「事故等」という。）が発生した場合の、事業所の事業者から後志広域連合への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応をとるとともに、事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び事業所の運営の適正化を図ることを目的とする。

2 対象事業所

対象事業所は、後志広域連合が指定・指導監査権限を有する事業所とする。

3 報告の範囲等

次の事故等が発生した場合、後志広域連合介護保険課に報告すること。

(1) 重大な事故等

- ① 入所者等の死亡事故
- ② 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）
- ③ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇(疑)も含む)
- ④ 入所者等の失踪・行方不明（現在も捜索中のもの）
- ⑤ その他①～④以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

(2) 上記（1）以外の事故

- ① 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- ② 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- ③ 入所者等の無断外出（見つかった場合）
- ④ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

注意 入所者等が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

4 報告の様式

事故報告書（様式1）

5 報告手順及び期限

- (1) 事業者は3の（1）の重大事故が発生した場合は、事故発生後（又は事故発覚後）直ちに電話等で後志広域連合介護保険課に仮報告を行うものとする。
- (2) 事業者は、重大な事故等に係わらず、事故の発生を確認した場合、発生日から5日以内に事故報告書により第1報を報告することとし、第1報は、少なくとも様式内の1から6の項目までについて、可能な限り記載すること。

また、参考資料として3の（1）の重大な事故等の場合には、以下の①から④までの

書類を添付することとし、3の(2)の事故が発生した場合には②の書類を添付すること。

- ① 事故発生時の現場見取り図
- ② 法人内部及び施設等において事故の対応を協議した会議録
- ③ 食事に関する事故等については被害者の栄養計画
- ④ その他広域連合長が必要と認めるもの

(3) 事業者は、第1報の後、途中経過及び最終報告を事故報告書により行うものとする。

6 その他留意事項

- (1) 重大事故の速報及び事故の種類を問わず「事故報告書」(様式1)の提出後において、後志広域連合介護保険課から内容を確認することがあるので、法人内部で協議した役員会の議事録や会議資料等の関係書類を整理しておくこと。
- (2) 別紙1「事故報告フロー図」により、全体の流れを確認し、報告すること。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。